

平成 30 年度「静岡県環境物品等の調達に関する基本方針」に定める 特定調達品目の追加等の概要

1 過去の経過等

- 本県では、平成 11 年 3 月に「グリーン製品購入基本指針」（用度室所管）を制定し、環境配慮型製品の購入を推進してきた。
- 平成 13 年 4 月 1 日に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」が施行され、国の「環境配慮物品等調達の推進に関する基本方針」が示され、地方公共団体にも環境物品の調達方針作成の努力義務が規定された。
- 本県では、関係部局と調整の上、「静岡県環境物品等の調達に関する基本方針」を策定し、平成 13 年 10 月 1 日より施行している。
- 国の基本方針改正を踏まえ、平成 30 年度は以下のとおり県基本方針の見直しを行う。

2 県基本方針の見直しについて

平成 30 年度は、国の基本方針の改正内容に準じて判断基準等の見直しを行うほか、基本方針本文の見直し及び本県独自の判断基準の追加等を行うこととする。

(1) 変更概要

ア 品目数

- 平成 29 年度品目数 24 分野 281 品目 (国：21 分野 274 品目)
- 平成 30 年度品目数 24 分野 282 品目 (国：21 分野 275 品目)

3 品目追加、2 品目削除、71 品目判断基準・配慮事項等見直し

イ 見直し概要（主な内容）

○基本方針本文の見直し（グリーン購入法・国基本方針に則した見直し）

グリーン購入法の目的に則し、基本方針の目的を「循環型社会の構築」から「持続的発展が可能な社会の構築」に改正。これにあわせて、環境物品等の調達推進の基本的考え方を、国基本方針を踏まえて見直し。

○特定調達品目の新規追加（3 品目）（国の改正内容）

- ・加煙試験（24 役務）
- ・タイルカーペット洗浄（24 役務）
- ・木材・プラスチック再生複合材製品（23 公共工事）

○特定調達品目からの削除（2 品目）（国の改正内容）

- ・蛍光灯照明器具（14 照明）
- ・缶詰（21 防災備蓄用品）

○木材・木材を原料とする製品の合法性確認に係る基準の見直し（国の改正内容）

- ・平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採された原木の合法性確認に係る基準の見直し。（29 品目）
- ・「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）」の施行に伴い、以下の考え方で見直し。（31 品目）
 - ・木材関連事業者以外は、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（合法性ガイドライン）」に準拠して木材の合法性確認を実施。

- ・クリーンウッド法対象物品（紙類、製材等）については、木材関連事業者はクリーンウッド法に則するとともに、合法性ガイドラインに準拠して木材の合法性を確認。

○省エネ、地球温暖化防止に係る基準の見直し（国の改正内容）

- ・LED 照明器具・電球形状のランプ（14 照明）
：エネルギー消費効率に係る基準の強化
- ・自動車（15 公用車等）
：燃費・排出ガスに係る基準の強化
- ・エアコンディショナー（12 エアコンディショナー等）
：冷媒の地球温暖化係数に係る基準の強化
- ・電気便座（11 家電製品）
：エネルギー消費効率に係る基準の見直し

○森林認証製品の基準への追加（県独自基準）

- ・用紙類について、判断基準に森林認証製品を追加し、従来の基準といずれかを選択可能とする基準に見直し。

○その他

- ・国の改正内容による見直し（上述以外）
- ・国の基本方針に合わせた表現の見直し・基準等の追加

(2) 見直し内容一覧

分野等	見直しを行う品目等	見直し内容
基本方針本文	目的・基本的考え方等	・目的及び環境物品等の調達推進の基本的考え方を法及び国基本方針に則して改正等
1 用紙類	コピー用紙	<ul style="list-style-type: none"> ・合法性の確認についてクリーンウッド法の施行に伴う修正 ・H18.4.1 より前に伐採された原木に係る経過措置の削除 ・森林認証製品の追加
	フォーム用紙	
	インクジェットカラープリンター用途工紙	
	塗工されていない印刷用紙	
	塗工されている印刷用紙	
2 納入印刷物	（冊子類、ポスター、チラシ、パンフレット、リーフレット）	<ul style="list-style-type: none"> ・合法性の確認についてクリーンウッド法の施行に伴う修正 ・H18.4.1 より前に伐採された原木に係る経過措置の削除
3 文具類	（共通）	<ul style="list-style-type: none"> ・合法性の確認について、都道府県による森林、木材制度等の活用に係る記載を追記 ・H18.4.1 より前に伐採された原木に係る合法性の確認についての記載の修正 ・配慮事項の追加（間伐材の利用）
	ファイル	・紙以外の場合は、文具類共通の配慮事項を適用
	バインダー	
	罫紙	・塗工されているものに係る判断基準の見直し（塗工されている印刷用紙の基準を適用）
	起案用紙	
	ノート	
	タックラベル	・紙以外の場合は、文具類共通の配慮事項を適用
	インデックス	
付箋紙		

4 雑貨類	なし	
5 オフィス家具等	いす	<ul style="list-style-type: none"> ・合法性の確認についてクリーンウッド法の施行に伴う修正 ・H18.4.1 より前に伐採された原木に係る合法性の確認についての記載の修正
	机	
	棚	
	収納用什器	
	ローパーティション	
	コートハンガー	
	傘立て	
	掲示板	
	黒板	
ホワイトボード		
6 木製受注建具	木製受注家具	<ul style="list-style-type: none"> ・合法性の確認についてクリーンウッド法の施行に伴う修正 ・H18.4.1 より前に伐採された原木に係る合法性の確認についての記載の修正
7 画像機器等	コピー機	<ul style="list-style-type: none"> ・記載修正
	複合機	
	拡張性のあるデジタルコピー機	
	プロジェクタ	<ul style="list-style-type: none"> ・固体光源の製品について、製品本体重量に係る判断の基準の緩和措置の設定
	トナーカートリッジ	<ul style="list-style-type: none"> ・有害化学物質に係る備考の修正（REACH 規則への整合）
	インクカートリッジ	
8 電子計算機等	記録用メディア	<ul style="list-style-type: none"> ・合法性の確認について都道府県等による森林、木材制度等の活用に係る記載を追記 ・H18.4.1 より前に伐採された原木に係る経過措置の削除
9 オフィス機器等	デジタル印刷機	<ul style="list-style-type: none"> ・記載修正
10 移動電話等	携帯電話	<ul style="list-style-type: none"> ・記載修正
	PHS	
	スマートフォン	
11 家電製品	テレビジョン受信機	<ul style="list-style-type: none"> ・受信機型サイズが 39V 型以下の製品のエネルギー消費効率基準について、経過措置を延長 等
	電気便座	<ul style="list-style-type: none"> ・温水洗浄便座について、基準エネルギー消費効率の見直し
	電子レンジ	<ul style="list-style-type: none"> ・記載修正
12 エアコンディショナー等	エアコンディショナー	<ul style="list-style-type: none"> ・業務用エアコンについて、冷媒に使用される物質の地球温暖化係数の基準を適用（750 以下） 等
	ストーブ	<ul style="list-style-type: none"> ・記載修正
13 温水器等	なし	
14 照明	（蛍光灯照明器具）	<ul style="list-style-type: none"> ・品目削除
	LED 照明器具	<ul style="list-style-type: none"> ・固有エネルギー消費効率に係る判断基準等の見直し ・投光器及び防犯灯を対象に追加、卓上スタンドを削除 等
	電球形のランプ	<ul style="list-style-type: none"> ・ランプ効率に係る判断基準等の見直し（省エネ法トップランナー基準の適用製品及び適用製品以外で区分） ・電球形蛍光ランプ及び電球形 LED 以外の電球を対象から除外
15 公用車等	自動車	<ul style="list-style-type: none"> ・ガソリン自動車及び LP ガス自動車に係る排出ガス基準値の見直し（WLTC モード又は JC08 モード） ・ガソリン乗用車、ディーゼル乗用車又は LP ガス乗用車に係る燃費基準の見直し（小型バスを除く） ・配慮事項の削除（鉛使用量削減・アイドリングストップ設計）

		・バイオディーゼル燃料混合軽油（B5）の積極的利用について備考に記載
16 消火器	なし	
17 制服・作業服等	帽子	・植物を原料とする合成繊維に係る判断基準を追加 ・配慮事項の見直し（付属品等への竹繊維の利用）
18 インテリア・寝装	カーテン	・バイベース合成ポリマー含有率の適用について、1年間の経過措置の延長
	布製ブラインド	
	ベッドフレーム	・合法性の確認についてクリーンウッド法の施行に伴う修正 ・H18.4.1より前に伐採された原木に係る合法性の確認についての記載の修正
19 作業用手袋	作業手袋	・未利用繊維に係る判断の基準を追加
20 その他の繊維製品	集会用テント	・植物を原料とする合成繊維に係る判断基準を追加
21 防災備蓄用品	（缶詰）	・品目削除
22 設備	太陽光発電システム（公共・産業用）	・太陽電池モジュールに係る環境配慮設計の事前評価を判断基準に追加 ・使用済み製品の回収システム等及び重金属等有害物質に係る配慮事項の設定 等
	太陽熱利用システム（公共・産業用）	・使用済み製品の回収システム等及び重金属等有害物質に係る配慮事項の設定 等
	日射調整フィルム	・備考の追記（年間を通じた環境負荷に関する情報の開示）
23 公共工事	間伐材	・合法性の確認についてクリーンウッド法の施行に伴う修正 ・H18.4.1より前に伐採された原木に係る合法性の確認についての記載の修正
	製材	
	集成材	
	合板	
	単板積層材	
	直交集成板	
	フローリング	
	パーティクルボード	・合法性の確認についてクリーンウッド法の施行に伴う修正 ・H18.4.1より前に伐採された原木に係る経過措置の削除
	繊維板	
	木質系セメント板	・品目追加
	木材・プラスチック複合材製品	
合成型枠	・合法性の確認について、都道府県による森林、木材制度等の活用に係る記載を追記	
24 役務	食堂	・食品廃棄物削減のため提供する料理の量の調節を配慮事項に追加
	加煙試験	・品目追加
	清掃	・備考の追記（床維持剤の剥離洗浄廃液の適正処理）
	タイルカーペット洗浄	・品目追加
	輸配送	・環境保全のための仕組み・体制の整備について判断基準に追加 ・再配達削減のための取組について配慮事項に追加 等
	旅客輸送（自動車）	・環境保全のための仕組み・体制の整備について判断基準に追加
	蛍光灯機能提供業務	・配慮事項から判断基準に変更（再資源化率・適正処理の証明）
	飲料自動販売機設置	・カップ式自動販売機のフロン類の不使用に係る経過措置を削除
	引越輸送	・環境保全のための仕組み・体制の整備について判断基準に追加

<参考1> 県独自の分野・品目一覧表

分野	品目	設定理由
(2 納入印刷物)	納入印刷物	<県独自分野> 国では役務分野として設定 納入印刷物については、当県の財務会計上、物品扱いとしている。
(3 文具類)	クリアフォルダー	再生材の利用促進
	紙製つづりひも	県内産業の活性化（古紙パルプ製造）に資するため
4 雑貨類	ペーパータオル	<県独自分野> ペーパータオル、キッチンペーパーは、県内産業の活性化（古紙パルプ製造）に資するため残す。 その他も、生産材料等の使用について定めており、再生材料の利用推進に資するため
	キッチンペーパー	
	布製バック	
	紙ひも	
	水切り袋	
	トイレットペーパー ティッシュペーパー	
6 木製受注家具	木製受注家具	<県独自分野> 県産材の積極的な利用促進に資するため
(20 設備)	風力発電システム	導入推進に係る環境配慮

* 分野内（ ）は国の基本方針と同じ分野

<参考2> 静岡県環境物品等の調達に関する基本方針の見直し状況等

H11. 3	「グリーン製品購入基本指針」策定（用度室）	
H13. 10. 1	15 分野 103 品目	地球環境室と用度室で「静岡県環境物品等の調達に関する基本方針」を策定
H14. 4. 1	16 分野 169 品目	国の基本方針の改定を受け、見直しを実施
H15. 4. 1	18 分野 194 品目	
H16. 4. 1	19 分野 218 品目	
H17. 4. 1	20 分野 221 品目	
H18. 4. 1	20 分野 228 品目	
H19. 4. 1	20 分野 235 品目	
H20. 4. 1	21 分野 250 品目	
H21. 4. 1	22 分野 259 品目	
H22. 4. 1	22 分野 271 品目	
H23. 4. 1	22 分野 265 品目	
H24. 4. 1	22 分野 265 品目	国の基本方針の改定を受け、見直しを実施
H25. 4. 1	22 分野 270 品目	
H26. 4. 1	22 分野 271 品目	
H27. 4. 1	24 分野 277 品目	
H28. 4. 1	24 分野 277 品目	
H29. 4. 1	24 分野 281 品目	

3 平成30年度環境物品等調達方針及び調達目標の策定について

毎年度、「静岡県環境物品等の調達に関する基本方針」に基づいて、「環境物品等調達方針及び調達目標」を策定し、物品等の調達を実施している。

平成30年度については別添のとおりとし、例年どおりの内容とする。

(参考) 環境物品等の平成27, 28年度調達実績及び平成29年度調達目標

品 目		H27 実績	H28 実績	H29 目標
1	用紙類	99.5%	99.85%	100%
2	納入印刷物	99.2%	99.32%	100%
3	文具類	99.5%	98.19%	100%
4	雑貨類	100%	99.99%	100%
5	オフィス家具等	99.4%	99.72%	100%
6	木製受注家具	100%	100.00%	100%
7	画像機器等	99.9%	99.94%	100%
8	電子計算機等	99.9%	99.85%	100%
9	オフィス機器等	99.9%	99.74%	100%
10	移動電話等	100%	100.00%	100%
11	家電製品	100%	100.00%	100%
12	エアコンディショナー等	100%	100.00%	100%
13	温水器等	100%	100.00%	100%
14	照明	100%	100.00%	100%
15	公用車等	98.1%	92.77%	100%
16	消火器	100%	100.00%	100%
17	制服・作業服	99.9%	99.97%	100%
18	インテリア・寝装	100%	100.00%	100%
19	作業用手袋	100%	99.72%	100%
20	その他の繊維製品	100%	100.00%	100%
21	防災備蓄用品	100%	100.00%	100%

※公用車（台数ベース）を除いた分野は、金額ベース（環境基準適合物品購入額÷特定調達品目購入額）で算定

※数値目標は基本方針に定めている24分野のうち、物品に関わる21分野のみ設定（いずれも100%）。